

る。寄宿所に「農山漁村体験型旅行」に伴う農家等の宿泊施設を一を含めた。食品衛生法に基づき営業施設の条例では、客専用の調理場はいらないことにした。安心院方式でも営業許可が取れるように旅館業法、食品衛生法上の取り扱いを認めた。

◆

県が条件を緩和したところと、同町商工観光課グリーン・ツーリズム推進係の河野洋一係長（ほ）は「町独自の方式として推進することには及びました。県が条件を緩和したことから、さらにPRして、また、い」と自信を強める。

同町のグリーン・ツーリズムを研究してきた東洋大学社会学部の青木辰司教授は「県が安心院方式を認めたことは画期的な。今後同町が質の高いを維持していけば全国に広がる」と、グリーン・ツーリズムの普及に期待を。